

GMOクラウド Private トライアルサービス利用約款

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条 (本利用約款の目的)

GMOクラウド Private トライアルサービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するGMOクラウド Private トライアルサービス (以下、「本トライアルサービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立

第2条 (本トライアルサービスの利用開始)

お客さまは、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本トライアルサービスを利用することができます。

- (1) お客さまからの申込みの情報が当社に到達すること。
- (2) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

第3章 本トライアルサービスの内容

第3条 (本トライアルサービスの内容)

当社は、基本サービス (オプションサービスを含む。) の機能の一部を本トライアルサービスとして提供します。その詳細については、別途定めるものとします。

第4条 (サポート)

1. 当社は、本トライアルサービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が https://support.gmocloud.com/privatec/guide/free_support/ に定めるところに従い、これに回答するサービス (以下、「サポート」という。) を提供します。
2. 本トライアルサービスを利用する際に必要な作業については、お客さまがこれを行ってください。当社は、これらの作業をお客さまに代わって行うサービスは提供しません。

第4章 お客さまの義務

第5条 (データ等のバックアップ等)

1. お客さまは、本トライアルサービスに基づいて当社が提供するコンピューティングリソースを利用して構築した仮想サーバー (以下、「仮想サーバー」という。) その他の機器に保存されたデータ等 (以下、「データ等」という。) の滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任で定期的にその複製を行うものとします。
2. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

第6条 (禁止行為)

1. お客様は、本トライアルサービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
 - (3) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (5) スпамメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為
 - (6) 事実反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為
 - (8) Microsoft社のWindows OSを利用するお客様については、別途必要となるライセンスを取得することなくリモートデスクトップの機能を利用する行為
 - (9) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、お客様が前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせているときは、直ちに無催告で本トライアルサービスの提供を停止することができるものとします。

第5章 免責

第7条 (担保責任の否定)

1. 次の各号に掲げる事項その他の本トライアルサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客様の間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) 本トライアルサービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本トライアルサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本トライアルサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本トライアルサービスは、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本トライアルサービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第8条 (免責)

当社は、当社の過失の有無やその程度に関わらず、次の各号に掲げるいずれかの事由その他一切の事由によりお客様について生じた一切の損害について責任を負いません。

- (1) お客様又は第三者が当社の提供するサーバーその他の機器に転送又は蓄積したデータ等が当社のサーバーその他の機器の故障その他の事由により滅失し、損傷し、又は外部に漏れたこと。
- (2) お客様又は第三者が当社の提供するサーバーに接続することができず、又は当社の提供するサーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
- (3) お客様又は第三者が当社の提供するサーバーその他の機器に蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又は他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。

第9条 (消費者契約に関する免責の特則)

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客様（事業として又は事業のために本トライアルサービスを利用するお客様を除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金として基本サービスの利用者が当社に支払うべき金額を限度として当社がその損害をお客様に賠償するものと読み替えるものとします

- (1) 当社の債務不履行によりお客様に生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項
- (2) 本トライアルサービスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客様に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項
- (3) 本トライアルサービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本トライアルサービスが請負契約の性質を有する場合には、本トライアルサービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客様に

生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項

第6章 料金

第10条 (料金)

本トライアルサービスの料金は、無料とします。

第7章 本トライアルサービスの終了等

第11条 (サービスの利用期間)

本トライアルサービスの利用期間は、当社がお客さまにトライアル環境情報を通知した時から14日間とします。

第12条 (利用の継続)

お客さまは、前条の利用期間の終了後も引き続き有料の基本サービスを利用しようとするときは、基本サービス利用約款に同意の上、あらためて基本サービスの申込みを行ってください。

第13条 (サービスの提供の停止及び終了)

当社は、お客さまが第6条の規定に違反した場合又は違反するおそれがある場合等において、直ちに無催告で本トライアルサービスの全部又は一部の提供を制限、停止又は終了することがあります。

第14条 (データ等の消去)

1. 本トライアルサービスの利用期間が満了し、又は前条に基づき当社が本トライアルサービスの提供を終了したときは、当社は、そのデータ等を適宜消去します。お客さまは、利用期間の満了までに、自らの責任でデータ等を保存しなければなりません。
2. 前項の規定は、当社が別に定める場合を除くほか、第12条第1項の定めるところにより引き続き有料のサービスを利用するお客さまについても、これを適用します。

第8章 その他

第15条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（以下、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (4) 前各号に準じるもの
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本トライアル

ルサービスの解除を行うことができます。

4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本トライアルサービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第16条（改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則（2011年6月6日実施）

本利用約款は、2011年4月1日から実施します。

附則（2021年6月1日最終改定）

本利用約款は、2021年6月1日に改定し、即日実施します。

ver1.3